小黒恵子童謡記念館貸付事業

募集要項

平成28年7月 川崎市市民文化局

目 次

1	募集の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	2
2	貸付対象施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	2
3	貸付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	2
4	募集開始から業務開始までのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	2
5	応募条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	3
6	運営の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	3
(1	」) 童謡記念館としての運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	3
(2	2) 市民利用施設としての運営・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	3
(3	3) 地域及び市との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	3
(4	1) 施設の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	4
(5	5) 展示物及び資料の取扱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			4
(6	6) 施設運営にあたっての各施設の利用条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• ,	4
7	運営に係る収入・経費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			4
(1	l) 収入·····			4
(2	2) 経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			4
(3	3) 補助金の対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	5
(4	1) 補助金の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			5
(5	5) 補助金の精算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			5
8	申請手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			6
(1) 申請予定者向け現地見学・説明会の開催・・・・・・・・・・・・・・・			6
(2	2) 質問事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	6
(3	3) 参加意向申出書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	6
(4	1) 参加資格要件の確認通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	7
(5	5) 申請書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	7
9	申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			7
(1	し) 申請書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	7
(2	2) 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	8
1 0				
(1) 選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	8
(2				
(3	3) 選定手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	9
(4				
(5	5) 審査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	9
(6	3) 事業予定者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	9
1 1	基本協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1	0
1 2	2 事業評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1	О
1 3	3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1	О
1 4	1 お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1	0

1 募集の目的

川崎市出身の詩人・童謡作家であり、高津区諏訪で小黒恵子童謡記念館(以下「童謡記念館」という。)を開設して、童謡文化の普及啓発に取り組んでこられた小黒恵子氏が平成26年4月1日に逝去されました。小黒恵子氏は、童謡記念館の土地や建物、展示資料などの財産を川崎市に遺贈するとの遺言を遺されました。市ではこれらの遺贈をお受けして、童謡記念館をこれまでの姿をできるだけ残し、建物や展示品について、童謡文化の普及啓発と地域の憩い、交流の場とすることを目的として、市民の皆様に公開していきます。

市では、こうした童謡記念館の趣旨・目的を踏まえ、平成29年4月1日から平成34年3月31日までを期間とする貸付事業を実施し、童謡記念館の管理運営に関する業務を行う事業者を募集します。

2 貸付対象施設の概要

貸付対象施設は、市が所有する童謡記念館の土地、建物及び付随する設備及び物品などです。これらを活用した事業運営を希望する事業者に貸し付けるものとします。

- ア 名 称:小黒恵子童謡記念館
- イ 位置:川崎市高津区諏訪3丁目13番8号
- ウ 構造・規模:木造2階建一部鉄筋コンクリート造
- エ 敷地面積:1639.66㎡(※セットバック工事により約30㎡減少予定)
- オ 延べ床面積:394.24㎡
- カ 開設:1991 (平成3年) 7月 (平成26年4月より休館)

なお、当該施設については、平成28年度に耐震補強及び改修工事等を実施し、平成29年度に屋上防水工事及び外構工事等(いずれも一時休館不要)が予定されています。

3 貸付期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

4 募集開始から業務開始までのスケジュール

平成28年7月25日(月)募集の告示

平成28年7月26日(火)募集要項等の配布

平成28年7月29日(金)正午まで 現地見学・説明会の参加申込

平成28年8月4日(木)現地説明会、設計図面等の閲覧

平成28年8月5日(金)~10日(水)募集要項等に関する質問受付

平成28年8月12日(金)~8月19日(金)参加意向申出書の提出

平成28年8月18日(木)募集要項等に関する質問への回答

平成28年8月24日(水)参加資格要件の確認通知

平成28年8月29日(月)~8月31日(水) 申請書類の提出

平成28年9月中旬~下旬 企画提案評価委員会による審査※プレゼンテーション

平成28年10月予定 事業予定者決定 平成29年4月1日 基本協定及び土地建物貸付契約締結、業務開始

5 応募条件

次のすべての条件を満たすものとします。

- ア 川崎市内に本社又は事業所を有する法人
- イ 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者であること。ただし、破産者については、復権を得ていない者を除く。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- エ 川崎市から指名停止処分を受けていない者であること。
- オ 団体又はその代表者が地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない 者であること。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立をしていないか若しくは申立がなされていない者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をしていないか若しくは申立がなされていない者であること。
- キ 川崎市暴力団排除条例(平成24年条例第5号)に基づく、暴力団員等、暴力団 経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと とする。

6 運営の条件

童謡記念館の運営にあたっては、「童謡文化体験の場」と「地域の憩い、交流の場」 の2つをコンセプトとし、運営の条件を次のとおりとします。

(1) 童謡記念館としての運営

展示や事業により小黒恵子氏の功績を伝えるとともに、童謡全般の普及を図ること。なお、別途、市が制作する小黒恵子氏の人物像や功績等をまとめた展示パネルや小黒恵子氏が作詞した童謡の再生機材、市が所有する音楽機材等を活用することとします。さらに、市からの委託により、小黒恵子童謡歌集CD(平成28年10月完成予定)を童謡記念館内で販売するものとします。

(2) 市民利用施設としての運営

貸館事業や館内で行う文化事業等により、地域住民の文化芸術活動に資する運営を図ることとします。なお、障がい者、高齢者、小さな子どもや子ども連れの方などが参加できるバリアフリープログラムの実施に努めるものとします。

(3) 地域及び市との連携

地域住民、文化団体、学校等及び市と連携しながら童謡記念館の運営にあたることとします。

(4) 施設の維持管理

貸付期間中は、貸付施設全体について良好な状態を保つように、設備の保守点検、 清掃、樹木剪定、廃棄物処理などの維持管理を適切に行うこととします。

(5)展示物及び資料の取扱

童謡記念館に設置・保管している資料、備品、美術品、機材等(以下「資料等」という。)は市の所有物であり、事業者は、善良な管理者の注意義務をもって保管及び必要に応じて修復を行うものとします。市は、必要に応じて資料等の保管状態を調査することができるものとします。

(6) 施設運営にあたっての各施設の利用条件

施設名	用途・条件等			
本館1階	展示及びミニホール機能として活用。貸館としての活用も可			
本館2階	小黒恵子氏及び童謡文化についての展示スペースとして活用			
旧居宅台所	事務室			
旧居宅居間	資料展示、事業、貸館など事業者の提案による活用可			
	(ミニキッチン附設)			
旧居宅和室	資料展示、事業、貸館など事業者の提案による活用可			
旧事務室	事業、貸館など事業者の提案による活用可			
	(ガスキッチン附設。本館と独立した管理が可能)			
庭園	事業者の提案による活用可			

7 運営に係る収入・経費等

(1) 収入

事業者は、童謡記念館の運営を通じた収入として、次のものが想定されます。 ただし7(3)のとおり、収入のうち、貸館料、入場料及び童謡普及関連事業の参加料の収入については、貸付事業に係る補助金から差し引きます。

ア 貸館料

近隣文化施設を参考に市との協議により、事業者が貸館料金を設定して地域住 民等に施設を貸し出し、それに伴う貸館料を収納することができます。

イ 入場料

童謡記念館への入場料は無料を想定していますが、近隣文化施設を参考に市と の協議により、事業者が料金を設定し、収納することができます。

ウ参加料

施設内で実施する童謡普及関連事業及び童謡普及関連事業以外のイベント等 への参加料等を収納することができます。

工 物品販売収入

施設内に販売スペースを設置し、その売上を収納することができます。

(2) 経費

童謡記念館の管理運営等において、次の経費が想定されます。

ア 土地及び建物の貸付料

童謡記念館の土地及び建物の貸付料(市の基準に基づいて算出)

イ 施設管理費

人件費、光熱水費、通信費、小破修繕費、機械警備費、保守点検費、樹木剪定費、 清掃費、廃棄物処理費等

※小破修繕費とは、貸付施設の維持に通常必要な修繕費等の経費であり、修繕にあたっては、その都度、市と協議するものとします(大規模な修繕は、本市が実施します)。なお、事業者の責に帰すべき理由がある場合の修繕は、補助金の対象外となります。

ウ 童謡普及関連事業費

童謡普及啓発や小黒恵子氏の功績を伝えるための事業費、童謡記念館に関する広報費等。

エ 童謡普及関連事業以外の事業費

事業者が独自に企画・実施できますが、当該事業費は補助金の対象外です。

(3) 補助金の対象経費

前号「ア 土地及び建物の貸付料」については全額を補助します。

前号「イ 施設管理費」については、収支計画等に基づき、支出額の合計額から、 貸館料(貸館の目的や対象に係わらず、すべての貸館料を含みます。)及び入場料の 収入を差し引いた差額を予算の範囲内で補助します。

前号「ウ 童謡普及関連事業費」については、収支計画等に基づき、支出額の合計額から、童謡普及関連事業の参加料の収入を差し引いた差額を予算の範囲内で補助します。

なお、「ア 土地及び建物の貸付料」、「イ 施設管理費」及び「ウ 童謡普及関連事業費」の間の補助金の流用はできません。

(4) 補助金の決定

交付する補助金額については、川崎市議会定例会における本事業に係る議決を得た予算の範囲内で、年度ごとに収支計画及び事業計画等を審査して決定されます。 補助金上限額は、次のとおり予定しています。

• 施設管理費

平成29年度6,835千円、平成30~33年度6,705千円

• 童謡普及関連事業費

平成29年度3,453千円、平成30~33年度2,688千円

(5) 補助金の精算

補助金は、概算で交付し、当該年度の1月末に精算の算定の根拠となる資料を提出していただきます(2月及び3月分の経費については、締結済みの契約額及び光熱費実績等により算出します)。当該資料及び実績報告等を精査した上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、精算となります。

なお、管理運営業務を事業計画書どおりに実施する中で、経営努力により、当初の計画を上回る収入が得られた場合の剰余金は、原則として精算による返還を求めません。逆に、収入が減少した場合でも、補助金による補填は行いません。ただし、原材料費の高騰や災害等による大規模な損害等予測不能で、赤字の原因が事業者にない場合は、市長と補助金の交付を受けた者が協議の上、別の算定方法により、補助金の額を確定できるものとします。

8 申請手続

(1) 申請予定者向け現地見学・説明会の開催

本貸付事業募集への申請予定者に対して、次のとおり説明会を開催します。申請予定者はできる限り参加してください。また、説明会後、希望される方は、今年度実施する改修工事等の設計図書の閲覧できます。

ア 開催日

平成28年8月4日(木)

イ 会場

小黒恵子童謡記念館

ウ 参加申込

説明会に参加希望の団体は、平成28年7月29日(金)の正午までに、電子メール (25bunka@city.kawasaki.jp) に「現地見学・説明会参加申込書(様式7)」を添付の上申し込みください。時間は申込書を受付後、後日指定します。

電子メール送信の際には、件名を「貸付事業現地見学・説明会申込」とし、開封確認等で着信を確認してください。

当日、会場で募集要項等の資料は配布しませんので、市公式ホームページから資料を印刷の上、持参してください。

(2) 質問事項

質問がある場合には、平成28年8月5日(金)から8月10日(水)午後5時までに、質問書(様式8)を電子メールで送付してください。電話、来訪による質問は受け付けません。

電子メール送信の際には、件名を「貸付事業質問事項」とし、開封確認等で着信を 確認してください。

質問に対する回答は、8月18日(木)までに質問者に電子メールで送付するとと もに、内容を市公式ホームページに掲載します。

(3) 参加意向申出書の提出

本貸付事業募集へ応募する参加者は、次のとおり参加意向申出書(様式1)を提出 してください。

ア 提出期間

平成28年8月12日(金)から8月19日(金)まで(持参の場合は、閉庁日を除く)。提出時間は持参の場合、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時ま

では除く)。郵送の場合、最終日の午後5時までに必着とします。

イ 提出場所

川崎市市民文化局市民文化振興室

 $\mp 210 - 0007$

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

ウ 提出書類

参加意向申出書(様式1)

エ 提出方法

持参又は郵送(書留等の配達記録が残る方法に限る。)

(4) 参加資格要件の確認通知

ア 参加者からの参加意向申出書受理後、郵送で1週間以内に通知します(様式2)。

イ 参加資格なしとの通知を受けた者は、書面によりその理由に対する説明を求める ことができます。ただし、その期間は通知を受け取った日から7日以内とします。

(5) 申請書類の提出

ア 提出期間

平成28年8月29日(月)から8月31日(水)まで (午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時を除く。)

イ 提出場所

川崎市市民文化局市民文化振興室 ※(3)イと同じ。

ウ提出方法

直接持参してください。郵送、FAX等による提出はできません。 必ず事前連絡の上、来庁してください。

9 申請に必要な書類

申請しようとする団体は、次に掲げる書類を正1部、副12部(副は複写可)の計13部、提出してください。また、全ての書類は、A4判(両面印刷可)で作成し、2ページ以上になるものについては、ページ番号を振った上、フラットファイル(A4)綴じにして、インデックスを貼付するものとします。また、申請書類のうち、様式類に関しては、電子データを併せて提出してください(Word、Excel、PDF形式のいずれかでの提出をお願いします。)。申請書類に不備がある場合は、受け付けません。

(1)申請書類

ア 貸付期間に属する平成29年度から平成33年度までの小黒恵子童謡記念館の運営に係る事業計画書(様式任意。ただし、事業計画書の構成は、10(2)の「事業者選定基準」を踏まえて作成してください。)

イ 収支予算書及び経費見積書(様式3)

ウ 団体概要

次の書類を添付して提出してください。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)

- (イ) 過去2年間の事業実績書
- (ウ)提出日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支 予算書
- (エ)過去2年間の財産目録、貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又は活動計算書
- (オ) 役員名簿及び履歴書
- (カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (キ) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (ク)過去2年間の各年度末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数(パートタイマー、アルバイト)等の人員表(法人以外の団体にあっては、これらに相当する人員表)
- (ケ)過去2年間の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書(申請の日が属する事業年度に設立された法人等にあっては不要)
- 工 宣誓書(様式4)
- オ 暴力団排除に関する合意書に基づく個人情報の外部提供同意書(様式5)
- カ コンプライアンス (法令順守) に関する申告書 (様式6)
- キ 類似施設の運営実績を記載した書類(様式任意)
- (2) 留意事項
- ア 申請書類の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差替えは原則として認められません。ただし、市から書類の不足、不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ追加資料の提出を求められる場合は、この限りではありません。
- ウ 申請書類に虚偽の記載をした場合は、失格とします。
- エ 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、申請書類は川崎市情報公開条例(平成13年条例第1号)の対象となります。また、選定された法人等の提案内容は市が公表できるものとします。
- オー申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。
- カ 申請書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届(様式9)を提出してください。
- キ 申請団体の審査を行う上で、団体の構成員の運営する施設に対して、管理運営状況の調査、ヒアリング及び現地視察等を行う場合があります。
- ク 貸付事業予定者の審査に係る「企画提案評価委員会」の委員に対して、本件提案 についての接触を禁止します。接触の事実が認められたときは、失格となる場合 があります。

10 運営事業者の選定

(1) 選定方法

「小黒恵子童謡記念館貸付事業企画提案評価委員会」が審査基準に基づき審査を行

い、市長がその審査結果を参考に運営事業者を選定します。

(2) 審查基準

審査基準は、次のとおりです。

- (1) 施設の管理運営内容について
 - ア 施設の管理運営方針や手法、利用方法等の考え方
 - イ 職員体制、危機管理、安全・衛生管理
 - ウ 事業計画、利用促進策、ボランティア等の活用
 - エ 他の事業者や地域、市民、学校、川崎市等との連携への考え方
 - オ 小黒恵子氏及び童謡の普及啓発についての考え方
 - カ 自主事業についての考え方
- (2) 事業経営計画と管理経費縮減等への取組について
 - ア 事業者の収支計画や見込の妥当性、利用料金等の設定の考え方
 - イ 管理経費や維持コスト等の縮減に対する考え方
- (3) 申請者自身についての評価
 - ア 事業や施設等の管理を安定して行う能力への評価
 - イ 事業者の経営方針、経営状況、同種事業の運営実績、専門性の有無等

(3) 選定手続

ア 資格審査

申請資格について審査します。

イ 書類審査

申請書類等の内容について審査します。

ウ プレゼンテーション

平成28年9月中旬~下旬(予定)に、応募提出書類に基づき事業提案説明を行っていただきます(日程が決定し次第、日時・場所を指定します。)。

(4) 失格事由

次の事由に該当する場合は失格となります。

- ア 申込書類が提出期間内に提出されない場合
- イ 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- ウ プレゼンテーションに欠席した場合
- エ 「5 応募の条件」に定める要件を満たさなくなった場合
- オ その他、本募集要項に定める手続、方法等を遵守しない場合

(5)審査結果

選定結果については、平成28年10月以降に書面をもって通知します。

選定結果(応募法人の名称、審査結果等)については、本市インターネットホームページで公表します。

(6) 事業予定者

ア 選考の結果、第1順位の事業予定者が理由なく基本協定の締結等の調整に応じな

い場合は、市は調整を打ち切ることとし、第1順位の事業予定者に通知を行うとと もに、第2順位の者と調整に入ります。

イ 第1順位の者が次のいずれかに該当し、事業予定者としての資格を取り消された ときは、第2順位の者を事業予定者とし、基本協定の締結等に向けた協議を行いま す。

- (ア) 事業者に指定することが不適当だと認められる事情が生じたとき。
- (イ) 協定の締結に向けた協議が整わないと認められるとき。

11 基本協定の締結

事業予定者に決定した者は、運営について本市と基本協定を締結するものとします。

12 事業評価

事業者は、各年度の事業計画の達成状況を自ら確認するとともに、事業運営の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるため、適切に業務記録を作成し、年度ごとに分析・自己評価(セルフモニタリング)を実施するものとします。

事業者は評価結果を活用して改善又は更なるサービスの向上を図っていくため、評価が低い項目については、その要因分析の結果に基づいて、市と協議を行い、対応策を次年度の事業計画に反映させるものとします。

なお、事業評価及び改善に向けた取組にもかかわらず、不具合が解消されない又は改善の見込みがない場合には、補助金の減額等の措置を講ずることがあります。

13 その他

- (1) 5年間の貸付期間の運営状況等を踏まえて、その後の運営形態を再検討します。
- (2) 事業の全部又は大部分を第三者に委託することはできません。

14 お問い合わせ先

川崎市市民文化局市民文化振興室

電 話 044 -200 -2029

FAX 044 -200 -3248

メール 25bunka@city.kawasaki.jp

小黒恵子童謡記念館貸付事業企画提案評価委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 小黒恵子童謡記念館貸付事業(以下「貸付事業」という。)の貸付事業者を特定するにあたり、適正かつ公平な評価を行うために、「小黒恵子童謡記念館貸付事業企画提案評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 前条の目的を達成するため、評価委員会の所掌事項は次のとおりとする。
- (1) 企画提案書等の評価
- (2)貸付事業者の特定
- (3) その他委員長が定める事項

(委員の構成)

- 第3条 評価委員会の委員は次に掲げる者で構成する。
- (1) 市民文化局市民文化振興室長
- (2) 市民文化局市民生活部庶務課長
- (3) 市民文化局市民生活部企画課長
- (4) 市民文化局市民文化振興室担当課長
- (5) 高津区役所まちづくり推進部企画課長
- (6) その他委員長が認める者
- 2 前項の委員が、評価委員会に出席できない場合は、委員長が代理者を選任しなければならない。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 評価委員会には委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、市民文化振興室長とする。
- 3 副委員長は、市民文化局市民文化振興室担当課長とする。
- 4 委員長は会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(評価委員会の開催)

- 第5条 評価委員会は、必要に応じて委員長が召集する。
- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(学識経験者等の意見)

第6条 評価委員会は、必要があるときは、学識経験者、地域及び音楽団体関係者その他の 者の意見を聴くことができる。

(提案評価等)

第7条 評価委員会による提案評価は、別に定める評価基準に基づき実施し、貸付事業者を 特定する。なお、評価点数が同点の場合は委員長が決する。 (評価結果)

第8条 評価委員会は、前条の評価結果を市民文化局契約指名選定委員会に報告する。 (事務局)

第9条 評価委員会の事務局は、市民文化振興室に設置する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、その他委員会の運営について必要な事項は、委員 長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年7月25日から施行する。
 - (この要領の失効)
- 2 この要領は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

委員名簿

	庶務課長	和田	敏一	
	企画課長	勝盛	紀善	
市民文化局	市民文化振興室長	中村	茂	委員長
	市民文化振興室担当課長	永石	健	
	市民文化振興室担当課長	高橋	智常	副委員長
高津区	企画課長	中谷	明美	

小黒恵子童謡記念館貸付事業企画提案評価委員会 審査結果一覧表

企画提案書提出事業者				特定非営利活動法人 アクト川崎	公益財団法人 川崎市生涯学習財団	団体A (※)
	法人成立年月			平成18年5月15日	平成2年5月22日	
評価区分		評価の着目点	配点	点数	点数	点数
提內	施設の管理運営内容に	施設の管理運営方針や手法、利用方法等の考え方		450 294	266	
		職員体制、危機管理、安全·衛生管理				
		事業計画、利用促進策、ボランティア等の活用				252
	世呂内谷について	他の事業者や地域、市民、学校、川崎市等との連携への考え方				232
		小黒恵子氏及び童謡の普及啓発についての考え方				
		自主事業についての考え方				
		事業者の収支計画や見込の妥当性、利用料金等の設定の考え方		0 120	116	116
	質相減等へ の取組について	管理経費や維持コスト等の縮減に対する考え方	200	120	110	110
	申請者目身 についての 評価 事業者	事業や施設等の管理を安定して行う能力への評価	100			50
		事業者の経営方針、経営状況、同種事業の運営実績、専門性の有無等		100 56	56	72
		合計	750	470	454	424
順位				1	2	3

※合計得点が6割に満たないため、応募団体名を非公開とします。